

年金法が改正されました

☎ 国保年金課 (☎内線2290)

◎年金時効特例法

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、本人または遺族の方へ全額が支払われます。

今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限って支払われていました。

これからは

年金時効特例法の成立により、5年以前の年金についても全期間さかのぼって支払われます。

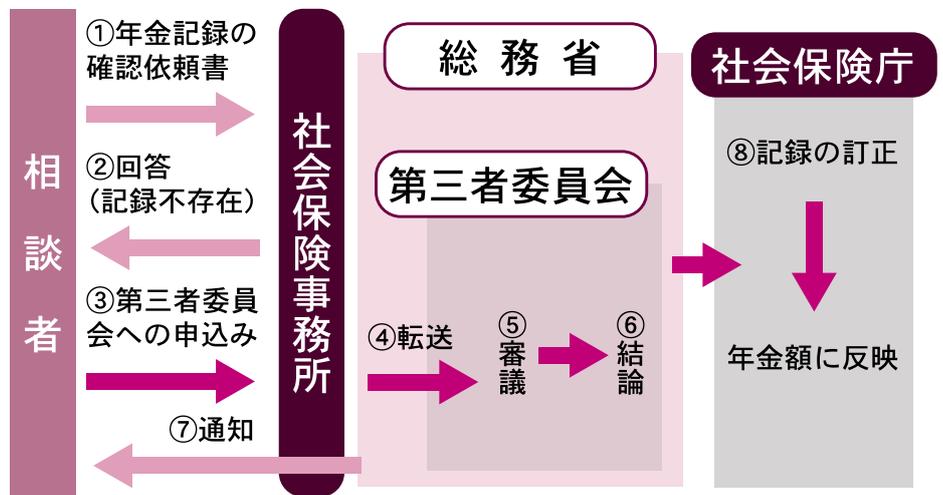
対象となる方	必要な手続き
I すでに年金記録が訂正されている方 年金記録の訂正により年金額が増えたか受給資格が確認された方で、5年間の年金に限って受給されている方には、時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。なお、受給者が亡くなっているときには、その遺族の方に支払われます。	今月から順次必要な記載事項を印字した用紙が本人に送られます。
II 今後、年金記録が訂正される方 年金記録が訂正された後に、全期間さかのぼって支払われます。受給者が亡くなっているときには、その遺族の方に全期間さかのぼって支払われます。	年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きが行われます。

◎年金記録確認 地方第三者委員会について

確かに納付したにもかかわらず、年金記録や領収書などのない方々のために、本人の立場に立って公正に判断する仕組み「年金記録確認第三者委員会」がスタートしました。この判断が尊重され、皆さんの年金の額に反映されます。

申し込み手順

- 年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険証などを持参のうえ、社会保険事務所で年金記録の確認の手続きをしてください。また、**ねんきんあんしんダイヤル** (☎0120-657-830) や **社会保険庁ホームページ** (<http://www.sia.go.jp>) でも手続きができます。
- 社会保険庁から年金記録の回答書を受け取ってください。(回答までに一定の期間がかかります)
- 社会保険庁からの回答に異議があるときは、回答書に年金保険料納付に関する資料を添えて、社会保険事務所から第三者委員会に審査を申し込むことができます。
- 社会保険事務所では、皆さんから提出いただいた申込書および関連資料などを第三者委員会へ送付(転送)します。
- 第三者委員会では本人の立場に立って、さまざまな関連資料を検討して公正に判断します。
- 第三者委員会において年金記録の訂正が必要と判断された場合、総務大臣が社会保険庁長官に対しあつせんします。
- 結論が出ましたら、速やかに本人に報告します。
- 社会保険庁では、あつせんを尊重して年金記録の訂正をします。その結果、本人の年金額に反映されます。



※詳しくは、土浦社会保険事務所 (☎824-7121) または **ねんきんあんしんダイヤル** (☎0120-657-830) へお問い合わせください。